

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

社内住宅融資の非課税判定基準・1%に引き下げ

Q：従業員が、住宅取得資金の社内貸付けを受けた場合の課税の特例について、非課税の判定基準とされる利率が引き下げられたようですが、何%になったのでしょうか。

A：3%から1%に引き下げられました。

【解説】

この特例規定は、住宅取得促進の観点から、役員等を除く社内での住宅取得資金の貸付け、利子補給に対し、給与所得者が年3%以上の利率を負担していれば、その経済的利益については、非課税とするものです。

平成11年度の改正では、この年3%の利率が、住宅金融公庫、銀行等の住宅資金の貸付けに係る金利の水準を勘案した大蔵省令で定める利率「基準利率」に改められ、発表された省令によると、この基準利率は年1%と設定されています。

年1%の利率が適用されるのは、会社からの貸付けの場合は、利息の計算期間の末日が11年4月1日以後であるものから、利子補給の場合は、11年4月1日以後に支払うべき利子に充てるための利子補給金からとなります。

なお、住宅ローン控除については、使用者からの借入金も対象となりますが、その際、住宅借入金の金利が適当かどうかの判断にもこの基準利率が準用されることになります。

したがって、年1%以上の利率で行っている社内住宅融資なら、住宅ローン控除の適用対象借入れとなります。

